



都市農業と都市住民との 交流・連携を促進する企画募集(ご案)



都市的地域内の農業や農地は、都市住民への新鮮で安全な食を提供するとともに、農の営みを体験する場・災害に備えたオープンスペースの確保、ヒートアイランド現象緩和等の多面的機能を担っています。

しかしながら、住宅地に農地が隣接することから、近隣都市住民から農業生産活動に対する苦情もあり、都市的地域内の農業や農地が持つ多面的機能についての理解が進んでいくとはいえない状況にあります。

このため、「食=生活者」と「農=生産者」の距離を縮め、都市的地域住民の農地や農業に対する理解の促進を目的に、生産者及び消費者団体、特定非営利活動促進法第2条第2項にいう特定非営利活動法人またはボランティアグループ等の団体 NPO 等が持つノウハウを活かしたモデル的な事業企画を募集し、審査選定のうえ、活動費の一部助成を行います。

1 募集する企画内容について

平成23年2月15日までに実施可能な事業企画で、下記の内容のものとします。

- (1) 都市農地や都市農業に対する理解促進のための農作業体験等の交流イベント等の企画・実施に要する経費。
- (2) (1) のほか、都市農地や都市農業に対する理解促進のための交流に資する企画・実施

【企画例】

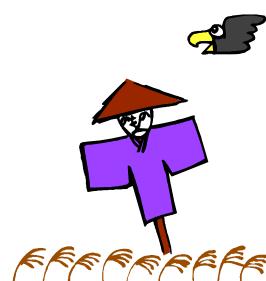
- ①伊丹市内の田畠において、都市農業や都市農地の重要性の理解を深めるための農家と近隣住民のふれあい交流イベントを実施する。
- ②三田市内の田んぼにおいて、都市農業や都市農地の理解を深めるための非農家による田植え体験を実施する。
- ③JR神戸駅地下街で、都市農業や都市農地の理解を深めるためのパネル展示を実施する。



【支援対象にならない例×】

尼崎市内の商店街空き店舗で、農業の理解を得るため、
南あわじ市の農業者が都市での農業の理解を深めるための
パネル展示や試食会、即売会を実施する。

→ 都市的地域外の農業者が都市住民を対象に行う
交流イベント等は対象になりません (注意!)



※ 都市的地域とは・・・(補助対象となる実施地域)

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町の14市町

2 募集期間について

平成22年4月30日(金)から5月28日(金)午後5時まで。

(郵送の場合は、当日の消印有効)



3 据助対象となる団体について

兵庫県内に活動拠点を置く生産者及び消費者団体、特定非営利活動促進法第2条第2項にいう特定非営利活動法人またはボランティアグループ等の団体で、応募した企画内容を自ら実施できる団体（宗教又は政治活動を主たる目的とする団体は除く。また団体の責任者が明確で独立した会計管理を行っていること）

4 応募方法について

企画応募書（別紙）に、必要事項を記載の上、社団法人兵庫みどり公社兵庫楽農生活センターあてに2部提出してください。（書留郵送又は持参に限る。）

5 助成内容について

1企画（1団体）あたり20万円又は必要事業費のどちらか低い額を限度とし、企画選定委員会で決定します。（1団体につき1企画とし、提出する企画案に他の公的助成を受けていないこと。）

6 助成対象となる経費について

助成対象となる経費は、「募集する企画内容」を実施するのに必要な経費で、採択決定後から原則として、平成23年2月15日までに支払われる経費とします。

ただし、団体として活動を継続するために要する経費（事務所借り上げ費等）及び備品（企画終了後も継続して使用できる物品等）は対象外です。

7 企画の選定について

企画選定委員会において、応募のあった企画案の中から実施可能性、事業効果があると認められるもの5企画程度を選定します。（6月中旬を予定）

8 選定結果の通知について

選定結果は応募者（団体）へ通知するとともに、応募のあった企画の概要を兵庫楽農生活センターのホームページに掲載します。

9 採択選定企画の実施及び完了報告について

選定により企画を採択された団体は、応募した企画に基づき事業を実施してください。

事業が終了してから10日以内に、完了報告書（別紙）の他、参考資料（領収書の写し、印刷物、成果物、写真（データ）等）を添付して兵庫みどり公社へ提出してください。助成金は完了報告後、確認のうえお支払いします。

